

税金（所得税・住民税・個人事業税・贈与税・相続税）の減免、非課税 **共通**

種類	内容	金額	備考
所 得 税	障害者控除 （本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障がい者（重度以外）の場合）	所得控除 27万円	※控除・非課税の対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有すること等 （以下同様） <b>問</b> 最寄りの税務署 岐阜北 TEL (058) 262-6131 岐阜南 TEL (058) 271-7111 大垣 TEL (0584) 78-4101 関 TEL (0575) 22-2233 多治見 TEL (0572) 22-0101 中津川 TEL (0573) 66-1202 高山 TEL (0577) 32-1020 ※税に関する一般的な相談は、「電話相談センター」で受け付けていますので、最寄りの税務署に電話した後、音声案内にしたがって「1」を選択してください。
	特別障害者の障害者控除 （本人又は控除対象配偶者、扶養親族（同居以外）が重度の障がい者の場合）	所得控除 40万円	
	同居特別障害者の障害者控除 （控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合）	所得控除 75万円	
	小規模企業共済等掛金控除（心身障害者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の金額	
	障がい者等のマル優・障がい者等の特別マル優（それぞれ元金350万円まで）	非課税	
住 民 税	障害者控除 （所得税の場合と同じ）	所得控除 26万円	<b>問</b> 各市町村税務担当課  ※住民税は、賦課期日（課税基準日）が1月1日となっており、前年の所得に対して課税されます。
	特別障害者控除 （所得税の場合と同じ）	所得控除 30万円	
	同居の特別障害者の扶養控除等の特例 （所得税の場合と同じ）	所得控除 53万円	
	小規模企業共済等掛金控除（心身障害者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の金額	
	前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者	非課税	
個 人 事 業 税	重度の視覚障がい者（失明または両目の矯正視力0.06以下の者）が行うあん摩、マッサージ、指圧、はり灸、柔道整復等医業に類する事業	非課税	<b>問</b> 各県税事務所
	前年の合計所得金額が300万円以下で障がい者である者	年5千円以下が減免（申請による）	
贈 与 税	特別障がい者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき、特別障がい者を受益者とする財産の信託があった場合で、その価格のうち6,000万円までの金額	非課税	※ 特別障害者扶養信託契約 個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特別障がい者を信託の利益の全部の受益者とするなど、一定の要件を満たすもの
相 続 税	相続または遺贈によって財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ障がい者である場合	85歳に達するまでの年数に6万円（特別障がい者については12万円）を乗じて計算した金額を相続税額から控除	<b>問</b> 最寄りの税務署  ※心身障がい者共済制度 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障がいのある者に関して実施する共済制度
相 続 税 （贈与税）	心身障がい者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利	非課税	